

ID: 362

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	名寄市ふうれん望湖台自然公園条例 第21条第2項において読み替える場合の第17条ただし書		
例規番号	平成18年条例第183号		
<p>【根拠条文】 (利用料金の還付) 第17条 指定管理者は既に納入された利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用できなくなったとき。 (2) 利用者が利用前に利用許可の申請を取り消し、又は変更の申出を行い、指定管理者がこれを認めたとき。 (3) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市ふうれん望湖台自然公園条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の還付) 第6条 条例第17条により、特別の理由がある場合とは、利用者の責めに帰さない理由により公園を利用できないときとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和元年6月21日